

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株発行の場合における配分明細データ)</p> <p>第 25 条 機構は、株券発行日の 3 営業日前の日(株主に新株引受権を与えてする株式の発行の場合は、機構が定める日)までに、会社から規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ(以下「配分明細データ」という。)の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第 67 条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)により受けるものとする。ただし、預託株券の株式について会社の株式交換、株式移転、合併又は分割により発行する新株式の数が預託株券の株式の数と同数であることにより、会社が配分明細データを機構に通知しない場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新株発行の場合における配分明細データ)</p> <p>第 25 条 機構は、株券発行日又は株式の効力発生日の 3 営業日前の日(株主に新株引受権を与えてする株式の発行の場合は、機構が定める日)までに、会社から規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ(以下「配分明細データ」という。)の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第 67 条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)により受けるものとする。ただし、預託株券の株式について会社の株式交換、株式移転、合併又は分割により発行する新株式の数が預託株券の株式の数と同数であることにより、会社が配分明細データを機構に通知しない場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(単元未満株式の買増請求の取次ぎ)</p> <p>第 62 条の 3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、単元未満株式の買増請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号のほか、会社が必要と認めて買増請求の受付停止期間を設けた場合</p> <p>原則として、会社が定める受付停止期間の始期の前営業日から終期の 2 営業日前の日までの期間</p>	<p>(単元未満株式の買増請求の取次ぎ)</p> <p>第 62 条の 3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、単元未満株式の買増請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号のほか、会社が必要と認めて買増請求の受付停止期間を設けた場合</p> <p>原則として、会社が定める受付停止期間の始期の前営業日前の日から終期の 2 営業日前の日までの期間</p>
<p>附 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 25 条の規定は、施行日以後の日を商法第 219 条第 1 項の規定により会社が定める一定の日として株式の分割を行う銘柄から適用する。</p>	

新	旧
3 改正後の第 62 条の 3 第 4 項の規定は、平成 18 年 1 月 5 日を会社が定める買増請求の受付停止期間の始期とする銘柄から適用する。	